



社会福祉法人 蓮花の会

令和6年度事業計画

基本理念

生まれ育ったこの町でこの町のみなさんと一緒に暮らしていきたい（生きたい）と願う当事者家族の思いに寄り添い、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを目指し地域福祉の向上に貢献します。

運営理念

ひとりひとりの個性と可能性を尊重し、住み慣れた地域の中で安心・安全で快適な暮らしができるよう、心かよいあう安定した福祉サービスの提供のために、法令を遵守して健全な法人運営に努めます。

<重 点 目 標>

1 法人理念の浸透

今年度も引き続き毎朝のミーティング前に基本理念・運営理念及び7項目のスタッフの誓いの唱和を行い、法人理念の浸透に努めます。また、日々の利用児者への支援を基に、職員一人一人が理念に沿った関りができるよう法人全体研修・会議等の時間を活用して、法人理念の具体化・具現化に取り組み理念の継承を図ります。

2 福祉人材の育成

「人材の確保」・「定着」・「育成」の視点で、処遇改善とキャリアパス、人事評価を行い働き甲斐のある職場づくりに努めます。定期的な職員面談を行い職場環境や処遇内容の改善を行っていくことで職員の資質向上を図ります。特に強度行動障害児者への支援力を高めるための研修等へ積極的に派遣します。職務能力の開発及びリーダー層の育成に取り組むことはもとより、職員個々のスキル・モチベーション、チーム力が向上できるよう外部講師等を招いた研修会等を開催します。

3 法令遵守

現行法令及び法改正に対応できるよう情報収集に努め、佐賀県障害福祉課及び佐賀県社会福祉協議会等の指導を受けながら事業を推進していきます。組織機能の強化に努め、役割を分担しながら管理体制を整えていきます。佐賀県が主催する事業所説明会等には積極的に参加し遵守すべきルール等の変更について熟知するとともに各職員への周知に

努めます。

4 啓発・広報

開かれた法人運営を目指し、年間2回「蓮の実ニュース」の発行やホームページ等を活用して各事業の活動等の報告を行います。また、介護福祉士や保育士を目指す学生の実習施設として各福祉及び教育専門校等との連携を図りながら事業所の啓発に努めます。

5 組織機能の強化

改正社会福祉法に基づいた理事会・評議員会・監事監査会等を適正に開催し、組織統治体制を整備します。また、税理士・社会保険労務士等の専門家によるチェック及び相談の体制の充実に努めます。各専門委員会を立ち上げ、定期的な開催と役割分担を明確にした機能の充実に努めます。

法人運営

(1) 組織体制

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ① 理事・監事会の開催 | ② 評議員会の開催 |
| ③ 監事監査会の開催 | ④ 評議員選任・解任委員会の開催 |
| ⑤ マネージャー会議の開催 | ⑥ サービス管理（提供）責任者会議の開催 |
| ⑦ 各専門委員会の開催（虐待防止委員会・衛生委員会等） | |

(2) 財政基盤

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 地域活動支援センター事業収入 | ② 居宅介護・重度訪問介護事業収入 |
| ③ 日中一時支援事業収入 | ④ 特定相談支援事業収入 |
| ⑤ 障害児相談支援事業収入 | ⑥ 生活介護事業収入 |
| ⑦ 共同生活援助事業収入 | ⑧ 短期入所事業収入 |
| ⑨ 障害児通所支援事業収入 | ⑩ 移動支援事業収入 |
| ⑪ 就労継続支援B型事業収入 | ⑫ 児童発達支援事業収入 |
| ⑬ 寄付金・補助金等収入 | |

(3) 市・町受託金・補助金等

- | | |
|---------------|------|
| ・地域活動支援センター事業 | 白石町 |
| ・高齢者配食事業 | 白石町 |
| ・日中一時支援事業 | 4市3町 |
| ・移動支援事業 | 3市3町 |

(4) その他の補助金・助成金等を積極的に申請して法人運営に活用します。

(5) 職員の協働・連帯感の向上を目指し、全体で取り組む事業の企画運営を推進します。

6 利用環境の向上

- 1、就労継続支援 B 型事業所の工賃向上を目指し、インターネットを活用した販売経路の拡大を図ります。
- 2、駐車場向かい側の農地でサツマイモ等を栽培、加工、販売し就労継続支援事業所の工賃向上を目指します。
- 3、新グループホームの開設に向けて、建設用地の造成を行います。
- 4、新グループホームの建設計画を円滑に進め令和 7 年 2 月の竣工を目指します。
- 5、佐賀県障害福祉課と協議を図りながら新グループホームの指定申請を行います。
- 6、ICT 補助金等を活用し施設内外の防犯カメラの設置を行います。
- 7、近隣の高齢の方を中心に行う健康サロン（新拓サロン）を引き続き開催します。
- 8、風災害等が予測される場合は新拓区長と連絡を取り合い法人駐車場を車両等の避難スペースとして開放します。また、新拓区長より申し入れがあった場合には法人施設を地区住民や利用者家族の避難所として開放します。
- 9、令和 6 年 10 月頃（気温などを考慮した時期）に第 3 回蓮の実祭りを開催し、利用者やその家族、地域住民の皆さんとの交流を図る場を設けます。
- 10、放課後等デイサービスゆめきらを白石町福田に開設し 1 年が経ちました。今後も地域住民と調和しながら事業を行います。

令和6年度 地域活動支援センター事業計画

地域活動支援センター事業～理念～

住み慣れた地域の中で安心して過ごすことが出来るよう笑顔で接し、利用者の気持ちに添った支援に努めます。

1 事業運営の基本計画

利用者が生まれ育った地域で、安心して楽しく豊かに暮らす事が出来るよう日中活動において、それぞれの障害特性に応じた必要な支援を実施いたします。あわせて生産活動の機会の提供を通して就労への意欲を喚起し、社会との交流を促進するとともに、ひとりひとりの個性を尊重した事業運営に努めます。

2 利用者の処遇

利用者個々の障害特性に応じた軽作業を検討し、働く事の意義と楽しさを知って貰う事で、心身の活性化と日常生活動作の向上に繋げます。また、季節の行事やレクリエーションを取り入れ、他者との交流及び地域社会へ参加できるよう支援いたします。

3 健康管理

毎利用のはじめに体温と血圧の測定を行い、体調不良及び身体に変化がある場合は施設内の看護師による指示、指導を仰ぎ必要に応じて医療機関へつなげます。

感染症拡大予防対策として、検温、手指消毒を徹底し、こまめに換気を行います。

4 防災計画

年2回施設内他事業と合同で火災を想定した避難誘導訓練及び災害を想定した避難誘導訓練や避難経路の確認を行います。

5 日課

サービス提供時間（土・日・祭日を除く 9：30～15：30）において適宜休憩をはさみながら軽作業に取り組んで頂きます。利用者の体調や天候等を考慮して、作業内容を検討し、無理がない程度の日中活動を提供いたします。

6 職員研修

内部、外部の研修等に積極的に参加して、報告伝達研修を実施することにより事業所全体の資質の向上とサービスの向上に努めます。

令和6年度 居宅介護事業計画

✿ 居宅介護事業理念 ✿

常に利用者の立場に立ち、誠意ある対応に努め
居宅生活の一部を支えられるチームを目指します

(身体介護、家事援助、通院等介助、重度訪問介護、外出支援、福祉有償運送)

支援員数：常勤2名、非常勤2名

1 事業運営の基本計画

利用者がご自宅において、安心、安全に過ごすことができるように時間を厳守して訪問します。ご家族の就労等で、自宅を訪問し排泄、入浴等の身体介護を行います。調理及び買物・掃除等の家事援助を実施します。また、精神面で不安をお持ちの方への支援や重度訪問介護、ひとりで病院等を受診できない方や、外出に支援が必要な方には、福祉有償運送車両を用いて通院の介助・外出の支援を行い、安全運転で目的地まで送迎します。利用者が生きがいと尊厳を持って暮らしていくよう、ひとりひとりの個性と、これまでの生活習慣を尊重した事業運営に努めます。

2 利用者の処遇

自立の為利用者ができることは、なるべく本人でしていただけるよう、自信につながるような言葉かけに配慮して支援を行います。また、モニタリングを行い個別支援計画に沿った支援を行います。これまで過ごしてこられた生活習慣を大切にし、課題が見える場合には、支援会議等で検討し、より良い支援につなげることで安心と信頼を得られるよう努めます。

3 健康管理

利用のはじめに利用者ご自身やご家族等から体調その他の様子を伺い、変化がある場合には記録等に残します。感染症等の防止対策として、車中の換気、手指消毒、マスク着用、検温など基本の徹底に努めます。

4 移動支援

福祉有償運送により、通院及び外出等の支援を行います。
安心して目的地まで送迎できるよう交通ルールを守り安全運転で走行します。

5 職員研修その他

各種の研修会等に参加し、居宅支援員としての資質の向上と専門的知識の習得を図り
障害の特性や利用者の実態を的確に把握し、安心、安全なサービスを提供します。

令和6年度 生活介護事業計画

～生活介護事業理念～

『利用者中心の支援します』

- 1、あなたの気持ちに添った支援をします。
- 2、あなたにとっての心地よい環境づくりに努めます。
- 3、笑顔で楽しい時間を一緒に作りましょう。
- 4、障害があってもできることがあります。一緒にチャレンジしていきましょう。
- 5、希望や要望も、まずは口に出して言ってみて下さい。叶えるために努めます。

1 事業運営の基本計画

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように入浴、排泄、及び食事の介助、創意的活動又は生産活動の機会を提供します。住み慣れた地域で、これからも暮らしていくようにきめ細やかな支援をすると共に、ひとりひとりの個性を尊重した事業運営に努めます。

2 利用者の処遇

利用者の基本的人権を尊重し、常に利用者の立場に立って心身の健康保持と身体機能の向上に努めます。特に力を入れているのが入浴支援です。個々のペースでゆっくりと入られるように入浴サービスを提供しています。これまででも利用者やご家族からの要望もあり今年度も充実させて利用者満足に繋げていきます。また、利用者の希望を聞いて行事を行うなど生活介護の実の特色を更に充実させます。

3 健康管理

毎朝、利用開始時にバイタルチェックを施行（検温・血圧測定・体調確認）し体調不良及び身体に変化がある場合は、看護師が嘱託医等に相談して指示を仰ぎます。

感染予防対策として、家庭での検温、体調の観察をお願いし事業所でも体調確認や表情や動作などの健康状態の変化の有無に注意します。手洗い、うがい、手指消毒、換気の励行、消毒液で窓、ドアノブ、床、机、椅子等の掃除を行い感染蔓延を防止します。また、虫歯予防の為、食後の歯磨きは仕上げ磨きを徹底します。

4 防災計画

防災計画に沿って、年2回、施設内他事業と合同で避難誘導訓練及び災害等を想定し避難訓練を実施します。また、事業継続計画に沿った研修や訓練を実施します。

5 人材育成と専門性の向上

他利用者と一緒に過ごす事が出来ない方や強度行動障害のある方が増え、障害特性の理解を求められると共に、個々に配慮した活動や環境が必要となります。支援者各々が支援に対する知識やスキルを習得する必要があるため、職員育成に努めてまいります。内部、外部の研修に参加して職員会議等で伝達・報告する事により事業所全体の資質の向上とサービスの質の向上を目指します。

6 年間スケジュール

- 4月・・・入所式、花見ドライブ
- 5月・・・つつじ見学
- 6月・・・壁画づくり
- 7月・・・七夕祭り
- 8月・・・夏祭り
- 9月・・・買い物ツアー
- 10月・・・運動会、ハローウイン
- 11月・・・紅葉ドライブ
- 12月・・・クリスマス会
- 1月・・・新年会、初詣
- 2月・・・節分（豆まき）
- 3月・・・花見ドライブ

※誕生会は毎月実施します。

令和6年度 指定特定相談支援事業

(障害者・障害児) 事業計画

<事業の目的>

常に利用者（児）の立場に立って、利用者（児）やご家族が望む自立した日常生活又は社会生活ができるように、障害福祉サービス事業所等との連携を図り、利用者が暮らしやすい計画相談（サービス等利用計画・障害児利用支援計画）の提供を確保する事を目的としています。

<特定相談支援事業所蓮の実の理念>

よりそい、共に歩く

- ★本人や家族の真のニーズを知り必要な手立てを本人や家族と一緒に考えます
真のニーズを知るために・・・
アセスメント時に本人の色々な顔を知ることができるように、本人・家族・学校・保育園・福祉事業所・医療機関など様々な場所で話を伺い、色々な角度からその人を知り、可能性を探ります。
- ★当事者（児）の願いや、普通（当たり前）の暮らしを、普通（当たり前）にできるために必要な計画を立てて、それを実現するための方法や必要な支援を提供できる場を探します。
- ★当事者（児）に関わる人達が連携できるようにコーディネートします。
- ★ホームコーディネーターとして寄り添います。

※ご家族や福祉だけでなく医療・教育・保育・その他さまざまな所と連携して、ご本人が楽しく生活する事ができ、自立していくように一人ひとり細やかに支援します

- ライフステージに応じて生活の段階に応じながら、必要に応じた福祉サービスや地域資源活用等の支援を受ける事ができるように一緒に将来計画の作成を行います。
- 医療ケアが必要な方や行動障害や高次脳機能障害を有される方、高齢化等に伴い重度化する障害者の方等、それぞれの特性に応じた専門的な対応ができるよう研修等に参加しスキルアップを図ります。
- 常に自分たちの姿を振り返り、研鑽に努めます。

令和6年度 共同生活援助事業計画

利用者に寄り添いながら、ほっとできる空間づくりに努めつつ、職員は統一したケアを提供し、質の確保に努めます。

1 事業運営の基本計画

- ① 利用者が安心して暮らすことができるような環境づくりに努めます。
- ② 家庭的な雰囲気作りに努め、明るく楽しい共同生活となるよう支援します。
- ③ 利用者の自立を促し、手を出し過ぎず待つ姿勢を大切にします。又、利用者の自己選択、自己決定により、自分らしい生活が送れるよう支援します。

2 健康管理

利用者一人ひとりの心身の状況に応じ、健康の保持と ADL 及び IADL の向上に努めます。利用者の嗜好を考慮しつつ、増加しがちな体重を管理し、新鮮な季節の野菜を中心とした食事を提供します。看護師による健康チェックを行い早期受診に努めます。また協力医と連携して疾病予防に努め、感染症等の蔓延を防止するため、日頃の衛生管理、入居者の清潔保持を心掛けます。特に虫歯予防の為、食後の歯磨きは仕上げ磨きを徹底します。

*感染予防について

1. 職員からの持ち込みを防止するため、熱発や咳などの症状があれば、勤務しないさせない。又、プライベートの行動も感染防止対策を心掛けます。
2. 入居者の手洗いや手指消毒をこまめに声掛け誘導すると共に職員もケアごとの消毒をします。
3. 食事の際の体調確認や、表情や動作などの健康状態の変化に注意します。

3 環境の整備

施設内の美化と利用者の身の回りの整理整頓に努め、シーツ等リネン交換は週 1 回、また衣類等は日々洗濯して衛生管理に努めます。快適な環境で過ごせるよう換気、通気に気を配り空調の管理を行います。冬季には特に湿度管理を行い、インフルエンザ等の感染予防に努めます。感染防止のためにも、施設内のかまめな清掃・消毒を行います。

人的環境について他の利用者の存在が入居者にとって大きな環境要因となり、職員の関わり方はその中でも最も大きな環境です。職員の支援の仕方、言葉遣いをこれまで一時的なものとして見過ごしてしまっていることも、今後は職員が互いに注意しあい、不適切と感じた内容を会議等で検討し、質の向上を目指します。

4 防災計画

防災計画に沿って隣接する施設内他事業所と合同で、災害を想定した避難誘導訓練を年2回実施します。ホームでは20時の出火を想定し、夜勤者が主体となり利用者の避難誘導を行います。また、本体施設と相まって事業継続計画に沿った研修、訓練を実施します。

5 人材育成と専門性の向上

スタッフ会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、個人のスキルアップと共に伝達研修や報告会を通して事業所全体の質の向上とサービスの質の向上に努めます。

*強度行動障害対応について・・・強度行動障害加算を請求していますがホームでは2名の入居者が対象です。全職員が根拠のある統一した支援が出来るよう、研修への参加や、事業所内の支援会議、研修報告会等、行動障害に対する支援の向上、入居者にとっての生活の質の向上を目指します。

6 行事計画

ド ラ イ ブ・・・四季を通じ季節を感じる機会を持つために、短時間でも戸外に出る機会を作り気分転換を図ります。

地域行事の見学・・・地域とつながりながら生活することを支援するために、希望を募り、地域に出掛ける機会を作ります。

外食及び買い物・・・楽しみを持ちながらホームで生活できるように入居者毎の希望を聞きながら買い物へ出かける支援をします。

令和6年度 短期入所事業計画

利用者に寄り添いながら、ほっとできる空間づくりに努めつつ
職員は統一したケアを提供し、質の確保に努めます。

1 事業運営の基本計画

利用者が安心して宿泊することができるよう、家庭的な雰囲気作りに努め、保護者との連携を密にして将来の自立に向けた支援を行います。

利用者一人ひとりの心身の状況に応じ、日常生活上の必要な支援を考慮して利用者の健康の保持と ADL の向上に努めます。

2 健康管理

バランスと消化の良い食事の提供に努め、来所時の健康チェックを行い、体調の変化に留意します。体調の変化等を認めた場合には、保護者へ連絡すると共に看護師及び協力医の指示を仰ぎ重症化を防ぎます。また虫歯予防の為に、食後の歯磨きは自力磨きの後に仕上げ磨きを徹底し虫歯予防に努めます。

3 環境の整備

施設内の美化と利用者の身の回りの整理整頓に努め、衣類等は日々洗濯して清潔なものを用います。快適な環境で過ごせるよう換気、通気に気を配り空調の管理を行います。

グループホーム入居者と同様に感染防止に努め、利用者の手洗い・消毒や施設の清掃・消毒をこまめに行い、「持ち込まない」「広げない」対策を実施します。

4 防災計画

防災計画にそって年2回隣接する施設内他事業所と合同で、災害を想定した避難誘導訓練を実施します。ホームでは夜間の災害を想定し、夜勤者が主体となり利用者の避難誘導を行います。また、本体施設と相まって事業継続計画に沿った研修、訓練を実施します。

5 人材育成と専門性の向上

スタッフ会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、職員個人のスキルアップと共に伝達研修や報告会を通して事業所全体の資質の向上とサービスの質の向上に努めます。利用者の個々の障害の特性を理解し、他の事業所と連携し、よりよいケアを目指します。強度行動障害のある利用者を受け入れることで、研修への参加や、会議での伝達により、職員の知識、技術の向上を図ります。

令和6年度 放課後等デイサービスはなといろ事業計画

放課後等デイサービスはなといろ理念

ひとりひとりの個性を尊重し、利用者本人の長所や強みを活かすことができるよう、家庭や学校との連携を図りながら信頼関係を築き、安心できる居場所作りを目指します。

利用児童数：29名

1 事業運営の基本計画

適切な個別支援計画書の作成を行うために、アセスメント（モニタリング）、個別支援計画原案、個別支援会議、保護者への説明と同意という流れを遵守します。また、その支援計画に沿った支援のために、業務開始前後のミーティングで情報の共有を行い、支援の統一とチームでの支援が行えるようにします。従事する指導員等は、利用児童の特性理解や支援方法などについての技術向上の自己研鑽に努めます。

2 利用児童への処遇

児童発達支援管理責任者をはじめ、保育士、児童指導員等の要件を満たす職員を適切に配置し支援にあたります。利用児童の特性に応じた環境の調整を行うとともに、課題、活動を通して利用児童の成功体験に繋がる支援を行います。また、強度行動障害についての研修を受けた職員を配置し、個々の特性に配慮したより専門的な支援を行います。

3 研修計画

職員の知識と技術の向上を図るために、研修会等に積極的に参加するとともに、法人内での研修会や全体会議（月1回）にも出席し支援の質の向上を図ります。

4 健康管理

感染症等が起った際には感染症対策マニュアルに沿った対応を徹底します。感染予防対策として室内・玩具等の消毒、換気の徹底、マスク着用の促し、来所時の手洗い・検温、食事やおやつの前の手洗いなどを励行します。送迎時には保護者様や学校担任より、その日の体調を聴取し支援者間での情報共有に努めます。

5 防災計画

施設内他事業と合同で避難誘導訓練及び災害等を想定し避難訓練を実施します。また、事業継続計画に沿った研修や訓練を実施します。

6 余暇活動

個別支援計画や障害特性に応じた余暇活動を企画します。また、事業所内でも利用児童がストレスなく楽しく参加できるよう支援します。

【年間スケジュール】

4月<歓迎会>	8月<プール・クッキング>	12月<クリスマス会>
5月<こどもの日祭り>	9月<はなといろ運動会>	1月<お正月遊び>
6月<創作活動>	10月<ハロウィン仮装>	2月<節分豆まき>
7月<水遊び・外出>	11月<散策・図書館に行こう>	3月<卒業生を送る会>

7 日課

(平日) サービス提供時間 学校終了後～18：00

学校の下校に合わせて送迎車で事業所へ移動

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

15：20～15：40 おやつ

15：40～18：00 個別支援計画に沿った過ごし方（保護者迎えまで）

(17：00～17：10) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

18：00 閉所

(土曜日・祝日・学校休業日) サービス提供時間 9：00～17：00

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

9：00～11：45 個別支援計画に沿った過ごし方

11：45～12：00 昼食準備

12：00～13：00 昼食・口腔ケア・バイタルチェック

13：00～15：00 個別支援計画に沿った過ごし方（集団活動）

15：00～15：20 手洗い・手指消毒・おやつ

15：20～17：00 個別支援計画に沿った過ごし方

(16：00～16：15) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

17：00 閉所



令和6年度 就労継続支援B型事業計画



1 事業運営の基本計画

一般就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供し生産活動やその他の活動を通して一人ひとりの個性を尊重し地域における生活の充実と社会的自立の支援に努めます。

2 利用者の処遇

利用者の立場に立ち、心身の健康保持と生産活動の向上に努め、今年度目標工賃の平均を2万円以上に定めて、その達成に向けて利用者と共に励みます。収益から必要な経費を差し引き利用者の工賃に充て、利用者のやりがいに繋がるように仲間たちの意見を反映した余暇活動を計画していきたいです。

作業の手順やスケジュールなどを写真や文字で分かりやすく表示すると共に利用者への声掛けにも配慮します。

3 健康管理

利用の初めにバイタルチェックを行い体調不良及び身体に変化がある時は施設内の看護師に指示、指導を仰ぎ必要な対応を行います。

感染症予防対策として手洗い・消毒・換気に留意します。



4 生産活動

弁当事業（国産にこだわった手作り弁当）

受託事業（配食サービス・JA葬祭用ギフト作業・内職作業）

自主製品事業（ドライフルーツ・干し芋・柚子胡椒）

その他作業（空き缶・古紙回収）



令和6年度 児童発達支援事業ほっぷ・すてっぷ

ほっぷ・すてっぷ 理念

子どもたちが持つ可能性や強みに着目し、成功体験を積み重ねることで
こころとことばを育てていきます

利用児数：24名

1 事業運営の基本計画

保護者や保育園担任からの心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針を個別支援計画にて作成します。その支援計画書に沿って、従事する指導員が利用児童の特性や支援方針を理解した上で適切に関わっていきます。

2 利用児童の処遇

利用児童の特性や支援方法を共通理解した指導員が支援を行います。利用児童とマンツーマンで関わりながら、日常的基本動作の自立を目指します。またコミュニケーション能力を向上させる為、訓練や遊びの場面で他児との関わりを学んでいきます。できた時はたくさん讃め、共に喜ぶ事で自信に繋げ、就学までの後押しをしていきます。

3 健康管理

手洗いや消毒、検温等のバイタルチェックを行います。室内の換気や机、玩具等の消毒をこまめに行います。各家庭にて来所前日の夜、来所日の朝の検温のご協力をお願いします。

4 研修計画

職員との会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、職員個人の資質の向上とサービスの向上に努めます。

5 防災計画

防災計画に沿って、年2回施設内他事業所と合同で避難誘導訓練及び災害等を想定し、避難訓練を実施します。年2回の避難訓練に来所しない児童については、別日に避難誘導訓練及び災害等を想定し、避難訓練を実施します。また、事業継続計画に沿った研修や訓練を実施します。

6 年間スケジュール

4月 クッキング	8月 水遊び	12月 クリスマス会
5月 野外活動	9月 野外活動	1月 正月遊び クッキング
6月 クッキング	10月 ハロウィン	2月 節分豆まき 避難訓練
7月 夏祭り・水遊び 避難訓練	11月 クッキング	3月 卒所式

※誕生会

7 日課

事業所等着後	朝の準備・排泄・手洗い・バイタルチェック
10:30~	朝の会
11:00~	個別訓練
11:45~	ゲーム他
12:00~	お弁当
13:15~	制作・運動他
13:50~	帰りの会
14:00~	保育園・自宅へ送迎

活動の様子



令和6年度 放課後等デイサービス ゆめきら事業計画

放課後等デイサービスゆめきら 基本理念

ひとりひとりの個性を尊重し、利用者本人の長所や強みを活かすことができるよう、家庭や学校との連携を図りながら信頼関係を築き、安心できる居場所作りを目指します。

利用児童数：25名

1 事業運営の基本計画

適切な個別支援計画書の作成を行うために、アセスメント（モニタリング）、個別支援計画原案、個別支援会議、保護者への説明と同意という流れを遵守します。また、その支援計画に沿った支援のために、業務開始前後のミーティングで情報の共有を行い、支援の統一とチームでの支援が行えるようにします。従事する指導員等は、利用児童の特性理解や支援方法などについての技術向上の自己研鑽に努めます。

2 利用児童への処遇

児童発達支援管理責任者をはじめ、保育士、児童指導員等の要件を満たす職員等を適切に配置し支援にあたります。利用児童の特性に応じた環境の調整を行うとともに、課題、活動を通して利用児童の成功体験に繋がる支援を行います。また、個々の特性に配慮したソーシャルスキルトレーニングの時間を設け専門的な支援を行います。

3 研修計画

職員の知識と技術の向上を図るため、法人内での研修会や全体会議（月1回）にも出席し支援の質の向上を図ります。また、研修に積極的に参加し自己研鑽に努めます。

4 健康管理

新型コロナウィルス感染症をはじめ、流行性の感染症等が起った際には感染症対策マニュアルに沿った対応を徹底します。感染予防対策として室内・玩具等の消毒、換気の徹底、マスク着用の促し、来所時の手洗い・検温、食事やおやつの前の手洗いなどを励行します。送迎時には保護者様や学校担任より、その日の体調を聴取し支援者間での情報共有に努めます。児童に対して感染症対策の理解を深めていきます。

5 防災計画

事業所にて火災・水害・地震を想定した避難訓練を実施し、町内の防災無線により避難指示が発令されたことを想定した避難誘導訓練を実施します。また、地域の避難場所を確認するために白石町総合センターまでの移動避難訓練を実施します。また、事業継続計画に沿った研修や訓練を実施します。

6 余暇活動

個別支援計画や障害特性に応じた余暇活動を企画し、近隣や事業所内でも利用児童がストレスなく楽しく参加できるよう支援します。活動内容に偏りがないように製作・外出・調理・季節に沿った活動など様々な活動を取り入れていきます。地域交流を行うために、地域の散策や公園で余暇時間を過ごし、清掃活動などを取り入れながら地域社会へ貢献し地域との関りを深めていきます。

【年間スケジュール】

4月 欽迎会・レクリエーション	8月 夏祭り・外出活動	12月 クリスマス会
5月 子どもの日祭り	9月 クッキング・ニュースポーツ	1月 お正月遊び
6月 創作活動・防災活動	10月 ハロウィン仮装大会	2月 節分豆まき
7月 運動会・水遊び	11月 秋の散策	3月 卒業生を送る会

7 日課

(平日) サービス提供時間 学校終了後～18：00

学校の下校に合わせて送迎車で事業所へ移動

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

15：00～15：20 おやつ

15：20～18：00 個別支援計画に沿った過ごし方（保護者迎えまで）

(17：10～17：20) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

18：00 閉所

(土曜日・祝日・学校休業日) サービス提供時間 9：00～17：00

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

9：00～11：45 個別支援計画に沿った過ごし方

11：45～12：00 昼食準備

12：00～13：00 昼食・口腔ケア・バイタルチェック

13：00～15：00 個別支援計画に沿った過ごし方（集団活動）

15：00～15：20 手洗い・手指消毒・おやつ

15：20～17：00 個別支援計画に沿った過ごし方

(16：00～16：15) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

17：00 閉所



令和 6 年度 新グループホーム建設事業

1 事業運営の基本計画

- (1) 地域住民への報告、連絡、相談を行い、お互いに見通しが持てる事業計画を実施します。
- (2) 佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金の手続きを適切に処理し交付申請を行います。
- (3) 新グループホームの入居者の利用希望の確認、および職員の募集準備を行います。

2 利用者、家族への処遇

- (1) 新グループホームは介護サービス包括型（日中は生活介護や就労事業所へ通所し夕方に帰宅する）での運営計画です。現在、障害程度区分が 4～6 の比較的重度の方々の希望が多いため、障害の特性を把握し、集団での生活ができるだけ行いやすい環境が整えられるよう既存のグループホーム入居者を含め居住環境の見直しを行います。
- (2) 新グループホームは 1 棟建設し、定員 6 名の入居者、2 名のショートステイ受け入れ、多目的に使用できる部屋 1 床を整備します。職員配置は利用者が滞在している時間帯に 2 名配置します。夜間帯も同様に 2 名の職員配置を行います。

3 行動計画

令和 6 年 4 月	造成工事業者との契約 着工 福祉医療機構へ融資申込意見書を佐賀県、白石町へ提出
令和 6 年 6 月	新グループホーム建設業者一般競争入札公示
令和 6 年 7 月	造成工事終了
令和 6 年 8 月	建設業者入札 契約 着工
令和 6 年 9 月	福祉医療機構融資申込受理
令和 7 年 2 月	竣工 新グループホーム指定申請を佐賀県へ提出
令和 7 年 3 月	引き渡し 開設準備 内覧会
令和 7 年 4 月	運営開始

令和6年度 日中一時支援事業計画

日中一時支援事業 【 理念 】

- ・ご家族との連携に努め、安心して預けられる『場所』を作ります。
- ・利用者の特性を把握して、日々の学びを深めながら統一した支援に努めます。

1 事業運営の基本計画

利用者ひとりひとりの個性と家庭の教育方針を尊重し、生活習慣の確立及び機能の向上に心がけ、明るく楽しい施設運営に努めます。

2 利用者の処遇

温かい愛情をもって、すべての利用者を平等に処遇し、趣味活動や娯楽を通して将来の自立に向けた生活習慣の指導・訓練と ADL の向上に努めます。

3 家族との連携

利用日の様子をお伝えし、ご家庭の様子をうかがえる様、必要な方には連絡帳などを用意し、ご家族との連携に努めます。

4 環境整備

施設内の清掃と利用者周辺の整理整頓に心がけ、感染症等に注意を払い、感染症対策マニュアルをもとに、こまめな換気や利用者の心身の健康保持に努めます。

5 健康管理

感染症拡大予防対策として、検温、手指消毒を徹底し体調の変化を確認します。

6 防災計画

年2回、施設内他事業と合同で火災を想定した避難誘導訓練及び災害を想定した避難誘導訓練や避難経路の確認を行います。また、事業継続計画に沿った研修、訓練を実施します。

7 日課

平日 学校の下校に合わせ送迎車で施設へ移動

趣味活動 15：30～18：00(保護者迎えまで)

帰宅(事業所送り) 通常 17：00 事業所発

帰宅(保護者迎え) 通常 18：00 まで

土曜 祝祭日 学校休業日 受け入れ時間 9：00～17：00

事業の実施時間は、保護者の都合によりその範囲内で伸縮します。

8 職員研修

内部、外部の研修に積極的に参加し、報告伝達研修を実施することにより事業所全体の資質の向上と統一した支援に努めます。